# 認定研究会審査基準細則

#### 1. 目的

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約第7条および第13条に基づく磁気共鳴専門技術者および上級磁気共鳴専門技術者の更新に寄与する認定研究会を審査する基準を定める。

### 2. 開催

- (1) 年1回以上開催し継続して運営されている。
- (2) 3 時間/年間以上開催されている。

#### 3. 参加者

- (1) 参加者資格に制限がない。
- (2) 学術団体ならびに職能団体、メーカが共催もしくは主催であっても、参加者の制限を設けず MRI 検査の科学技術及び安全管理の修得のための研究会であれば認定研究会として認める。

ただし、会員・非会員によって別料金を設定している場合は認めない。

#### 4. 開催内容

- (1) 磁気共鳴専門技術者およびそれと同等以上の者が主催する研究会を対象とする。
- (2) MRI 検査に携わる技術者のレベルアップを目的とする内容である。
- (3) 基礎から臨床応用技術ならびに MRI 検査に関わる安全管理まで網羅されていることが 望ましい。
- (4) MRI 検査に関する内容が、半分以上含まれている研究会である。

### 5. 運営

- (1) 開催目的に添った健全な運営がなされている。
- (2) 必要経費に見合った会費を徴収している。
- (3) web 開催の場合は参加者を確認できるシステムを設けている。

## 6. 申請資格

- (1) 運営スタッフ(世話人)に磁気共鳴専門技術者または上級磁気共鳴専門技術者が含まれている。
- (2) 代表者が決められている。
- (3) 過去に1回以上の開催経験がある。
- (4) 運営母体が研究会であることがのぞましい。

## 7. 申請

(1) 所定の申請書に、研究会名、代表者名(1名)、世話人(数名)、年間の開催回数、開催

場所、平均参加者数を記載して認定機構事務局に申し込む。

- (2) 申請者は研究会を運営する者が行う (第三者による申請は認めない)。
- (3) web 研究会を申請する場合は、視聴を確認するための説明資料(A4 サイズ 1 枚程度)を添付する。

## 8. その他

- (1) 理事会の承認を経て、申請を受けた研究会に「機構印」を発行する。
- (2) 代表者は機構印を管理し、個人票の提示者に出席証明として押印する。
- (3) 出席証明は当該研究会実質開催時間の90%以上に出席もしくは視聴している者に発行する。

### 9. 付則

- この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。
- この細則は、平成21年1月15日から適用する。

[2009年1月15日制定]

[2012年3月9日改定]

[2015年3月10日改定]

[2019年3月10日改定]

[2020年8月1日改定]